

平成21年11月  
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

## 平成21年11月定例教育委員会会議録

1 日 時 平成21年11月5日（木） 午後3時00分 開議

2 場 所 第5委員会室

3 日 程

- 1 開会
- 2 会期の決定
- 3 議事日程の決定
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 議案第23号 平成21年度市川市教育功労者の取り下げについて  
議案第24号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
- 6 その他
  - (1) 市川スマイルプランについて
  - (2) 市川市児童生徒音楽会について
  - (3) 平成21年度市川市こども作品展・新聞展について
  - (4) 新型インフルエンザ対応について
  - (5) めぐみ家庭教育学級開催について
  - (6) 市川米っ人くらぶ事業報告について
- 7 閉 会

4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第23号 平成21年度市川市教育功労者の取り下げについて  
議案第24号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
- 2 その他
  - (1) 市川スマイルプランについて
  - (2) 市川市児童生徒音楽会について
  - (3) 平成21年度市川市こども作品展・新聞展について
  - (4) 新型インフルエンザ対応について
  - (5) めぐみ家庭教育学級開催について
  - (6) 市川米っ人くらぶ事業報告について

5 出席委員 宇田川 進  
吉岡 博之  
五十嵐 美美子  
中村 ふじ江  
内田 茂男

田中 庸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	伊藤 恵津子	教育総務部長	原 健二
学校教育部長	山崎 繁	生涯学習部長	田口 修
教育総務部次長	栗原 久則	生涯学習部次長	角来 富美枝
教育政策課長	山田 修一	人事福利担当室長	田米開 豊
教育施設課長	渡邊 静男	就学支援課	西村 享
義務教育課長	藤間 博之	指導課長	川口 知子
保健体育課長	押田 敏郎	教育センター所長	川添 茂
生涯学習振興課長	齋藤 忠昭	地域教育課長	浅岡 裕
青少年育成課長	曾根 洋次郎	公民館センター長	堀切 公雄
中央図書館長	露木 芳輝	考古博物館長	石毛 一成
自然博物館長	西 博孝		

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課 主幹 山田 浩一  
〃 主任 堀 優子

○ 宇田川委員長

ただいまより、平成21年11月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、内田委員、田中教育長を指名いたします。続きまして、議事5議案に入ります。議案第23号 平成21年度市川市教育功労者の取り下げについてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

本案は、市川市教育功労者表彰規程に基づいて、平成21年10月定例教育委員会において14名の方を教育功労者として表彰することを決定させていただいたところでございますが、平成21年10月21日付で土屋敏幸氏が千葉県の教育功労者として表彰されることが決定したことから、推薦を取り下げる事が決定いたしました。教育功労者選考委員会では、上位団体において表彰される者は推選しないという内規があることから、教育功労者の取り下げをすることとして提案するものでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようでの、議案第23号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第24号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 就学支援課長

資料の2ページから3ページをごらんください。高等学校または高等専門学校の課程の修得を希望する者に奨学資金を支給しておりますが、奨学生選考委員会において、その奨学生の選考に関し審議していただいているところでございます。その委員の構成は、私立学校関係者の第1号委員1名、公立高等学校関係者の第2号委員1名、市川市立中学校関係者の第3号委員1名、PTA連絡協議会関係者の第4号委員1名、民生委員児童委員協議会関係者の第5号委員2名、学識経験者の第6号委員2名、合わせて8名となっております。現在の選考委員会の委員の任期につきましては、平成19年12月1日から平成21年11月30日までの2年間となっておりますことから、前委員の任期満了に伴い新たに委員の委嘱をお願いするため提案するものあり

ます。この委嘱委員候補者については、8名中新任の委員が1名、再任の委員が7名となっております。新任の委員候補者につきましては、第2号委員の公立高等学校関係者ですが、千葉県立市川西高等学校校長の齊藤孝様でございます。本日議決をいただきますと、8名の委員の任期は平成21年12月1日から平成23年11月30日までの2年間となります。なお、最高年齢は75歳、最低年齢は56歳となっております。平均年齢は61.4歳、在任期間の平均が7年3ヶ月となっております。そのほか、男女の構成比は男性4名、女性4名で、女性の登用率は50パーセントでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。他に質疑がないようですので、議案第24号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入らせていただきます。(1)市川スマイルプランについて、(2)市川市児童生徒音楽会について、(3)平成21年度市川市こども作品展・新聞展について説明してください。

○ 指導課長

市川スマイルプランについてご説明いたします。お手元の資料4ページをごらんください。市川スマイルプランとは、その図にもありますように、市川市で作成する学校教育段階の個別の教育支援計画のことです。安心して障害のある子どもの成長を考えることができますようにという願いを込めて、市川スマイルプランという名称をつけました。市川スマイルプランは、児童生徒がかかわるそれぞれの場所で一貫した支援が受けられるように、学校が作成するものです。児童生徒についての情報や保護者の願い、関係する支援機関の情報を1冊のファイルにして、保護者がそれぞれの支援機関に提示し、その児童生徒についての適切な支援を話し合うための資料として活用してまいります。具体的な内容は、様式一覧として資料6ページに入れておりますので、ごらんいただきたいと思います。市川スマイルプランは、学校教育段階の一貫した支援の接続を考えるものですが、今後、市川市として乳幼児期から卒業後の支援までをつないでいくことが必要と考えております。このことにつきましては、指導課が主催しております特別支援連携協議会や、こども部が主催しておりますこども発達支援会議等を通して市川市の個別の支援計画の策定を検討していきたいと考えております。市川スマイルプランは平成22年度から作成いたします。今後の進め方ですが、今年度中にリーフレットを在校生の保護者と教職員に配付いたします。まだ正式なものではございませんが、お手元の資料をピンク色の紙に印刷をいたし

まして配付する予定でございます。また、新入学の児童生徒につきましては、各学校の入学説明会で市川スマイルプランについて説明していく予定でございます。作成時期は随時になりますが、新年度当初に希望があった場合で、9月ごろをめどに作成していく予定で考えております。大切なことは、作成することが目的ではなく、保護者的心配を受けてとめ、適切な支援について相談をしながら教育活動を進めていくことと考えております。続きまして、平成21年度市川市児童生徒音楽会、こども作品展・新聞展について説明させていただきます。平成21年11月19、20日に予定されておりました市川市児童生徒音楽会につきましては、中止させていただくことといたしました。この音楽会は、昭和21年3月開始以来、本年度で65回目の開催を迎えるところでございましたが、新型インフルエンザの感染拡大を防止するために、残念ではありますが、中止することといたしました。新型インフルエンザは、罹患者の60パーセントが小・中・高校生であり、市内多数の学校が学級、学年、学校閉鎖を繰り返しております。そのような中、閉鎖されたホールに児童生徒、保護者等を集めての音楽会は、さらなる感染の拡大につながることが懸念されるための判断でございます。教育委員の皆様方には、何とぞご理解いただけますようにお願いいたします。例年、その音楽会と同時開催しております市川市こども作品展・新聞展につきましては、予定どおり開催する予定でおります。この事業は、市川市立各幼稚園の児童や、各小中特別支援学校の児童生徒の日ごろの学習成果の発表の場として、表現及び鑑賞活動を通して学習の充実と豊かな心を持つ子どもを育てる目的に、昭和25年開始以来、本年度で60回目の開催となります。本年度は11月19日木曜日から11月23日勤労感謝の日までの5日間の午前9時30分から午後5時まで、市川市文化会館の地下の展示室、大会議室において開催されます。子どもたちの作品は、図画工作、美術、技術・家庭科、書写の作品及び学校新聞、学校園の写真などが出品され、毎年2,000点を超える出展がございます。昨年度は5日間で1万616人の方々に見に来ていただきました。見学された方々からは、「創造力豊かな作品が多く、夢がたくさん詰まっている心を感じることができました」「明るい未来が待っているようで楽しみです」などのご感想をたくさんいただいております。本年度も多くの方々に市川の子どもたちのすばらしい作品をごらんいただけることを願っております。以上でございます。

#### ○ 五十嵐委員

市川スマイルプランのことで、今、コーディネーターが各学校に設置されて、これからは担任もそうですが、コーディネーターの力を發揮するときではないかと思うのですが、このリーフレットにはコーディネーターのことが書かれていませんが、何かわけがあるのですか。

#### ○ 指導課長

保護者が困ったときにまず相談するのが学級担任で、相談があった方につ

いて、すべておつくりするわけではありませんので、校内で協議をした中で必要に応じて作成していくということです。その部分はコーディネーターの役割もあると思いますので、課に持ち帰ります。

○ 五十嵐委員

キーパーソンとなっていくのが担任よりもコーディネーターだと思います。

○ 教育次長

ただいまの件で、リーフレットの裏側に「担任だけでなく、複数の先生方で話し合いながら」と書かれていますので、こここのところにコーディネーターを入れて、「コーディネーターを中心に」などという形にしたらいいのではないかと思いますので、ご検討ください。

○ 指導課長

課に持ち帰りまして、そのように検討させていただきます。

○ 五十嵐委員

もう1つ、「市川スマイルプラン」の作成の目的の「障害のある児童生徒を対象に」というところですが、障害がある、なしというところも、これから のポイントではないかと思います。年齢が低いと、障害があるということはなかなか言い切れないところがあるのではないかと思います。特別支援が必要な子に対してやるというようにしておいたほうが、恐らく就学前からの情報を取り継ぐというところを重視した場合は必要ではないでしょうか。例えば生まれてまだ5、6歳で、あなたは発達障害のADHDですか、LDですかという診断は、現実的にはなかなか受けられないというのが、自分が相談に乗ったケースでもあるものですから、ちょっと気になった点です。

○ 指導課長

確かにそのとおりだと思います。リーフレットの表の「市川スマイルプラントとは?」には、「障害がある、あるいは障害があるかもしれない」という言葉が入っておりますので、今の書き方ですと、障害のある児童生徒に限られてしましますので、目的のところにただいまご指摘いただいたことをつけ足すようにいたします。

○ 学校教育部長

先ほどのコーディネーターの件で、課題について少しお話をさせていただけたらと思います。五十嵐委員からご指摘のとおり、コーディネーターを設置して既にもう年数も経過をしている状況ではあるのですけれども、実際の学校の中でコーディネーターにかかる課題として、求められている役割を発揮できるだけの技量、知識がなかなか身につけられないという実情がございます。といいますのも、コーディネーターが専任でないということが1つ、それと、研修会等については極力持つようにしてきてはおりますが、教職員の異動等にもかかわって、特定の教員が担ったときに、その人が異動して、

異動先でもまたコーディネーターを務めることができないという実情もございます。そういう意味では、すべての教職員がコーディネーターになれるだけの知識と技量を備えると一番いいと思うのですけれども、その辺がなかなかうまくいかない部分が、現場のほうでの課題になっております。これはもちろん私どものほうでできるだけ知識と技量がつくように、研修はこれからも努めてまいりたいと思っております。ただ、ご指摘のとおり、コーディネーターがそういう役割を担う、核になるということは教職員全員が理解をしていかなければならぬと思いますので、引き続きそのようなことの研修には努めてまいりたいと考えております。

○ 中村委員

そもそもコーディネーターがいるということも知らなかつたのですけれど、コーディネーターというのは特別支援学校にいる先生なのでしょうか。

○ 指導課長

これは各学校に1名、校長から指名されてこの職を担うのですけれども、一般的の教員が行っております。

○ 中村委員

全部の学校にいるということですか。

○ 指導課長

各学校に1名ずつおります。必ずしも特別支援に関する知識を持っている教員とは限らないわけで、先ほど部長が説明したような実態がございます。

○ 中村委員

多分保護者の方は、コーディネーターを知らない方が大半のような気がします。その辺はどのように保護者には伝えていらっしゃるのでしょうか。

○ 指導課長

特にはこういった立場の方がいますという説明はされていないと思いますが、保護者の方に配る学校要覧の中には、分掌上では位置づけられております。あとは、こういう特別な配慮が必要だと相談を受けた場合には、こういった者がいるということを保護者に周知していると思います。

○ 宇田川委員長

これを機会に、コーディネーターの教員が各校にいて、この学校ではこの教員ですよとはつきりするといいのかもしれないですね。大変いい制度だと思うのですが、この資料の最後のB-2で「年度始めに保護者に確認する」とありますが、作成者が保護者になっているのに「保護者に確認する」というのはおかしいという気がしました。

○ 指導課長

ここは、「3年毎新規作成し、変更や追加がある時に加筆、訂正していく」ということで、この加筆、訂正について、保護者に確認をしていくという意味合いだと思います。

○ 宇田川委員長

それを作成するのは保護者になっています。自分を自分で確認するという意味にとれてしまいますが、実際はどういう意味なのかが分かりにくいのではないかでしようか。これは様式としてつくられていくと残るので、ちゃんとしておいたほうがいいのかなという気がします。

○ 指導課長

これは、最初に保護者に記入していただいて、それを学校で預かる形になります。1年間終わったときに、次の年度初めにその中身で変更がないか、もう一度お預かりしていたBの書類すべてをお返しして確認をするという意味合いだと思います。B-2の紙に3年分書くようになっておりますので、1年が経過したところで2年目について、もう一度保護者にお返しして、その内容を確認するという意味になっております。その表現につきましては、もう一度確認いたします。

○ 宇田川委員長

保護者に確認して、作成者が保護者で、提出先が担任というのがおかしいかなという気がしたので、ご確認ください。

○ 学校教育部長

作成者との関係で表記に問題があるのではというご指摘と受けとめさせていただきました。例えば、年度初めに保護者に返却し、確認していただくとか、確認を依頼するとかというように、保護者のほうが主体になる表記に再度改めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 吉岡委員

スマイルプランを作成する必要があるのではないかということは、話としてはどこから持ち上がったのですか。現状でプランをつくると、こういうい点が予想されるということがわかれれば、説明していただければと思います。

○ 指導課長

このスマイルプランにつきましては、県の特別支援教育の総合推進事業として、市川市が推進地域として指定されました。それを受けまして、各学校で個別の指導計画を作成して対応はしていくのですけれども、学校教育の中だけのことになってしまって、本来はもっと就学前から、義務教育卒業後までもケアできるシステムが必要ではないかということは今まで言われてきたところです。昨年度からこの計画をつくることを計画してまいりまして、昨年度は骨子だけの段階だったのですけれども、今年度から総合推進事業の指定を受けまして、本格的に内容の作成にとりかかったところです。

○ 吉岡委員

私も何例か相談されたことがあるのですが、さっき五十嵐委員がおっしゃっていたとおりで、この人は少しおくれているとか、LDだとか言われて

も、判断がしつかりしていないと、特に小さいうちはわからない部分が非常に多くあります。だれが一番初めに、この人はこのプランの対象でプランを立てる必要があるということを決めるのですか。

○ 指導課長

保護者の方の申し出によって作成をしていきます。先ほど五十嵐委員の言われた作成の目的のところが「障害のある」と限定しているわけですけれども、実際に22年度に作成していくときには、幼稚園なり小学校に上がる前の段階で、ある程度特別な支援が必要だとされていて、そのお子さんが学校に上がるに当たって、今後どういう支援をしていく必要があるか就学前の関係機関と学校を結ぶところから手始めに始めていこうということです。保護者の方にとってみると、うちの子も特別な支援が必要なほどではないけれども、心配だから、こういったことをしてほしいという場合もありますので、そこを先ほどの複数の教員で話し合いをしながら、必要に応じて作成していくというように現在のところでは考えております。

○ 吉岡委員

そうすると、学校の担任が入学時にどうもおかしい、何か発達障害があるのではないかと思い、例えばあった場合に、保護者が言っていない場合はこのプランは立てられないということになりますね。

○ 指導課長

はい。

○ 宇田川委員長

市川スマイルプランは制度というか、仕組みで、このリーフレットは、その紹介ですよね。1枚目の「市川スマイルプランとは?」は、なるほどわかるのですが、一番後ろの「まず学級担任に相談してください。」という欄の最後に「市川スマイルプランを作りたいと考えている場合は、その旨お伝え下さい。」というのはおかしいのではないか。お子さんのスマイルプランを作りたいと考えている方は、その旨お伝えくださいというイメージなのではないかと思います。その下の欄の「市川スマイルプランを作っています。」という表現も、そうではなくて、お子さんのスマイルプランをつくつていきますということなのではないかなという感じがするので、まだ原稿段階であつたらご検討いただければと思います。

○ 指導課長

まだ案の段階ですので、もう一度検討させていただきます。

○ 内田委員

私も今お話を聞いていて若干疑問を感じたのですけれども、コーディネーターという制度があるというお話をきょう初めて聞いたのですが、市川スマイルプラン様式一覧の中にBの個別の教育支援計画で、「作成にあたっては、本人、保護者の願いが反映されたものにしていくことと、学校内において関

係する職員（副担任、学年職員、養護教諭、コーディネーター、その他）」と書いてあります。このコーディネーターのことだと思うのですけど、コーディネーターは、先ほどのお話ですと、一般の教員の中から校長先生が指名した人がなるということで、実際はコーディネーターとしてのいろいろな技能、知識を持っている人とは限らないという話でしたけれども、この扱いですと、コーディネーター制度をつくって、そのコーディネーターは一体何をする人なのでしょうね。多分こういうものに関連したことを校内で取りまとめる役割であろうなと想像できるのですけれども、このプランの中でも端に置かれているようで、あくまでも担任が中核だとなっていますし、実際上、そなならざるを得ないと思うのですけれども、そうしますと、コーディネーター制度は必要なのかどうかという疑問がわきます。

○ 指導課長

仕事の中身としましては、コーディネーターは保護者と担任、また学年職員、あるいは管理職との関係を結ぶ役割を担っていると思うのですけれども、国ほうでこういう職を校務分掌上位置づけることが決められておりまして、各学校、今配置されている職員の中から、校務分掌で位置づけているものです。

○ 五十嵐委員

特殊教育というシステムが、今まで、いわゆる障害のある子に対して特殊教育が行われていたのですが、特別支援教育といって、特別な支援の必要な子に対しては特別支援をしていくことになりました。その場合、通常の学級の中に特別支援を必要としている子が多く在籍している。それはパーセントにすると6から8パーセントぐらい。そういう子たちに光を当てる必要があるということで、特殊教育から特別支援教育に変わったのですよね。そこで生まれてきたのがコーディネーターという役割ですが、國ほうが先行していることは事実です。ですが、今後、特別支援教育を進めていく上で、今、指導課長が話された連絡調整窓口、外部との関係とか、その子のことを考えたときの調整役、まとめ役のような重要な役割です。将来的にはどうかわからないですけれど、本来は兼務ではなく、コーディネーターを専門にする人が出てくるのだろうと思います。今は校務分掌で位置づけなければいけないということと、そういうことをだれでもができるようにしようということで、県でも全職員がコーディネーター研修を受けられるように工夫しながらやっていますし、位置づけられている市もあります。学級担任をやりながらコーディネーターというのは現実的には難しいですね。人は必要ですので、そこにギャップが生じてきていることは確かです。

○ 内田委員

小学校、中学校、高等学校とそれぞれいるのですか。

- 五十嵐委員  
あります。
- 吉岡委員  
これは県とか上から来ていて、市川市でこういうことをやってくれないかという話でしょう。市川市でこれをやって、評価をどこかでするわけでしょう。それで、実際、効果的にプランを立てることがいいかどうかは、どこかの評価があるわけでしょう。そうではないのですか。その1つの事業としてやっているのではないですか。違いますか。先ほどの話だと、モデル地区みたいにしてやるということですね。
- 指導課長  
この成果についての報告が必要かどうか、私のほうで今わかりませんので、後で報告したいと思いますが、先ほどの総合推進事業の目的の中に、厚生労働省との連携で、保育所や支援対象機関をこの推進事業の中に必ず入れなさいという項目が入っております。市川スマイルプランを立てるというのは、市川市独自の取り組みだと思います。
- 吉岡委員  
実は、先ほど五十嵐委員からも出ましたけれども、はっきりした障害者は、いろいろ支援の方法があるけれども、はっきりした障害者と言えないで、だけど気になるという子どもが結構いるわけです。どう対応したらいいかというのは、現場では一番困っている。そういう子どもたちにどう支援しようかというプランでこのスマイルプランをやるのかと初めは思っていたのです。国でもそういう現場からの情報がある程度入っていて、こういう人たちをどういうふうにこれから適正な教育をしていけばいいだろうかを考える1つの資料でこういうことをやるのかと思っていたのですけれども、市川市独自でスマイルプランは立てて、こういうふうにしたらいいのではないかということをやっているわけですね。
- 指導課長  
はい。
- 吉岡委員  
わかりました。
- 学校教育部長  
先ほど五十嵐委員からもご指摘のありました特別支援教育へ移行したという法改正がそもそもありましたので、法の中に個別指導計画とか、あるいは個別のスマイルプランである教育支援計画をつくりなさいということの記述はないのですけれども、特別支援教育を進める上で個別のニーズに応じた教育を進めなさいというのが基本にあります。そうなりますと、やはり1人1人の教育計画が求められるようになりました。そこから、学校でやる学習活動にかかわっては、個別の指導計画を作成して対応しております。それに

つきましては、ご指摘のありました本当に障害なのかどうかがわからない子どもも含めて、学校では、できるだけ保護者の理解を求めるながら計画を作成するようにはしてきておりまして、そのようなことが徐々に進められております。それとあわせて個別のこちらの教育支援計画は、単に学校の中での子どもの学びという部分だけではなくて、こちらのリーフレットの内側にスマイルプランがありますけれど、まさに就学前から義務教育の小中を出て高等学校、行く行くはその子の就労も視野に入れて、それぞれの段階でその子の将来、自分で自立していくということについての支援が、それぞれの段階で何ができるのだろうかを、全部総合的にまとめたのがこの支援計画になります。もちろんこれは市川版の支援計画として、名称を市川スマイルプランと名づけておりますけれども、こういうことの支援計画はどこの市町村でもつくらなければならないという方向性はもう決まっております。ですから、とりわけ市川だけでこういうことが予定されているということではなくて、どこの市町村でもこれをやっていかなくてはならない。それは国の流れでございます。それを市川では比較的早い段階から、いずれにしてもやらなければならぬ方向ですので、それを先駆けて、とりわけ研究事業も受けるような形で、今やり始めたところでございます。ですから、本当に内容を充実させていくには、まだまだ時間がかかる段階で、これをやっと今形にし始めている段階でございます。ですから、そういう意味では将来に向けては、恐らくは今回市川でやる研究が県に上げられて、また国に報告されて、それが全体を考える上での1つの資料として活用されていくのではないかと思っております。それと、この取り組みについての評価という部分につきましては、もちろん県、あるいは国のレベルでも評価されるとは思いますが、市川でもこの取り組みを進めながら、実際にこれが機能するのかどうかということについては、もちろん市としてもその研究を通しながら詰めていかなければならぬと思っております。

○ 吉岡委員

よくわかりました。ただ、もしそうだとすると、保護者が言って初めてプランにのせるというよりは、もっと学校現場で困っているお子さんものせたほうがいいような感じがします。もちろん、プランを立てたいという保護者の許可を得る必要がありますが。保護者からだとのる人がすごく少ないような感じがしますけれども、どうでしょうか。

○ 五十嵐委員

子どもが変化していったのがわかるわけですから、輪が広がれば多分出てくると思いますね。

○ 宇田川委員長

次に(4)新型インフルエンザ対応について説明してください。

## ○ 保健体育課長

新型インフルエンザの流行に関しましては、当初、ピークが10月と言われておりましたけれども、もう少し先になるであろうという修正予測が出されております。このような中でございますが、各学校におきましては、閉鎖期間が長引くことによりまして、授業時数の確保を初めとした学校運営全体に支障が来されております。そこで、10月19日、閉鎖の基準につきまして見直しをし、基本的に学級閉鎖を中心とした措置といたしました。また、状況に応じまして学校医、教育委員会と協議をしながら、学年閉鎖、学校閉鎖等については考えていくことと変更いたしました。このことによりまして、これまで発症者がいなくても閉鎖の対象となるクラスがありましたけれども、発症者がいない学級については授業を進めることができることになりますので、緩和措置の効果が出ているものと思われます。11月4日現在ですが、幼稚園4園で4クラス、小学校は32校で102学級の閉鎖、中学校におきましては8校で21学級の閉鎖措置がとられました。特別支援学校におきましては、中等部が学年の閉鎖となっております。本市の定点値、特定の医療機関を抽出しての指標ですけれども、本市では16.26という数値が先週出されております。近隣市の船橋で27.4、松戸市で27.2、習志野市で29.1、県全体では23.2、こういう数値が出されております。首都圏にあってこの数値は大変よく頑張っているという評価を県からもいただいているところでございます。新たな基準で学級内での2次感染で2名、休業期間は7日を原則としている対応の効果が出ているのではないかと考えられます。全国におきましては、既に40名以上が亡くなっております。その中でも基礎疾患のない児童生徒も、発症から極めて短い期間で死亡している事例もございます。また、アメリカでは、先週1週間で19人が死亡という報道もございました。这样的なことがございましたので、各学校におきましては、多くの人数が集まる集会活動などについては見直しをしていただいて、中止や延期の対応をしていただいているところでございます。また、保護者からは、ここに来て閉鎖によりまして給食の回数が減るものですから、給食費の減額が当然あってしかるべきだという問い合わせの電話が何本か入っておりますが、その月ごとの調整となりますと、栄養職員も学級担任も大変多くの事務量となってしまいますので、そのことにつきましては年度末、3月の段階で調整額を保護者に示して徴収をしていく方向でいきたいと、昨日の校長会で校長にお知らせをしたところでございます。こういう中ですけれども、医師に確認をいたしますと、予防策は、やはり手洗いと、うがいと、不用不急の外出を控えること、人込みを避けることという基本的な予防策に戻るということですので、改めて学校にはこの予防策を徹底してお願いして、子どもたちの生命、安全を確保してまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 中村委員

インフルエンザのことでお伺いしたいのですが、学級閉鎖にする場合、学級内で感染者が2名出た場合というのは変わらず今後も続くのでしょうか。

○ 保健体育課長

従来の基準ですと、2名というのはどのような状況から発生しても2名だったのですけれども、今回の基準を見直しをしたケースは、同じ学級内の子からうつって2人目の症状が出た場合を2次感染者が2名ととらえております。2人目が出たのだけれども、明らかに弟からとか、お兄ちゃんからとかという家庭内での感染がもとで2人目が生じたときは、学級内で2次感染とはとらえないので、まだ閉鎖をしないで、もう1人同じ学級内で2人目の子からうつったことが明らかになつたら閉鎖の措置をとっていくこととしております。

○ 中村委員

10月20日に子どもが学校からもらってきた教育委員会から出た手紙に、先ほどのような改正された内容が書いてはあったのですが、学級閉鎖を繰り返している学校もありまして、同じクラスがまた閉鎖ということもあって、そうすると、元気な子どもたちはずっと家から出られず、また、働いているお母さんの家庭では、1人で家にいなくてはいけないとか、学級閉鎖になるのは親にとっては結構大変なことなので、家庭では、人数が少ない状況ですぐに学級閉鎖になるのはとても苦しいという気持ちでいます。その辺の人数は、これからほかのインフルエンザもはやってくると思うので、2次感染かどうかもどうやって確かに見きわめられるのかどうかが疑問です。

○ 保健体育課長

基準の見直しについては、改めてほしいという部分については、保護者、地域の方々、学校関係者から届いております。厳し過ぎやしないかという指摘です。ですけれども、ここに来て、先ほど申し上げたとおり、基礎疾患がなくても、どのような状況であるかわからない中で感染をして、早い子どもさんですと2日とか3日で命が失われてしまうというニュースも出ておりますので、感染してしまうこと自体が非常に大きな危険をはらんでいると考えております。我々が想像しがたい状況が待ち受けておりますので、市川市としては、他の市町村より若干ハードルが高い状況ではありますけれども、子どもたちの命を守っていくというのを最優先に今のところは考えている状況です。学級内での見きわめをどうしているかにつきましては、これまででは担任から養護教諭を通じて、どういう状況でこの子が感染したであろうかという状況については、1人ずつについて報告をいたしました。家族内で明らかにお兄さんが先に感染をして妹さんにとか、そういう状況もわかるような個票をいただいておりましたので、学級内での感染とそれ以外の場所での感染については判断の材料がありましたので、そういうところか

ら判断をさせていただいて、閉鎖の協議を進めながら実施をしていただいていたところです。やはり生命の危険を一番重く受けとめながら対応しているところです。

○ 学校教育部長

今、保健体育課長から説明があったとおりですけれども、何よりも子どもの生命なり健康を保持するというのが一番大きな目的です。近隣市でも同じ基準を設けたり、あるいは人数をもう少し多くしたりと、基準はそれぞれの市町村の判断によるところが大きい状況です。ただ、実際に発生状況等を見てみると、一定程度基準を緩和している市でも相当数の学級は現実的には閉鎖をしてしまっているのが実際のところでございます。市川市の今の発生状況でも、市の夜間の急病診療所では、通常の10倍を超えるような患者が来ているということで、医師の対応ももうパンクをしてしまう状況が出てきております。とりわけ医療機関が他の病気の方への対応も困るような状況が発生しつつあります。そのようなことを考えますと、教育委員会といたましても、子どもたちの命を第一に考えながらも、医療機関にかかれないとできるだけ回避しなければならないということも背景にございます。そのようなことから、保護者の方のお気持ちを考えると、中村委員からご指摘のあったことはもっともだろうとも思っておるところでございまして、こちらとしても、できれば措置せずに済むのであればそうしたいと思っております。ただ、先ほど申し上げたこと、また、私のほうからご説明させていただいたこと等、さまざまな要因があって、この基準がベストとは言えないけれども、ベターなのではないかという判断のもとに、現在基準を設けておりますので、その辺につきましては、できるだけ保護者の方にも周知を図らねばと思っておりますけれども、ご理解いただけたらと思っております。また、今後の蔓延の状況等にかかるわって、国から新たな指針等が出ることがあれば、場合によっては緩和という方向に動いてもよいという状況の判断ができる、またその時点で再度の見直しは図ってまいりたいと考えております。

○ 宇田川委員長

次に(5)めぐみ家庭教育学級開催について説明してください。

○ 生涯学習振興課長

資料はお手元にありますパンフレット「市川市家族の週間」になります。平成21年11月8日日曜日から11月21日土曜日は「市川市家族の週間」となっております。この期間中は、この資料に記載されているように、こども部子育て支援課が中心となり、市川市内の公共施設を拠点に子育て講座や親子で遊びに行ける場所など、さまざまなイベントの企画・運営を進めております。私どもといたしましては、未就学児を持つ保護者を対象としためぐみ家庭教育学級、みのり家庭教育学級を開設しております。今回、このような形で子育て支援課と共同開催させていただくことにより、家庭教育の充実の一助に

なるものと考えております。本日は主にめぐみ家庭教育学級についてご案内させていただきます。記載にありますように、開催日は11月15日日曜日、この日は「家族の日」となっております。内容は、親子ふれあいコンサートでございます。全盲のピアニスト島筒英夫氏をお迎えし、ピアノの演奏とともに、家族の皆さんに心温まるひとときを共有していただければという願いを込めております。場所はメディアパーク市川グリーンスタジオ、開演時間は10時30分を予定しております。会場は220席用意させていただき、参加人数はおよそ150名を見込んでいるところでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

次に(6)市川米っこらぶ事業報告について説明してください。

○ 地域教育課長

4月11日、少年自然の家の説明会に始まり、4月25日の田植え、9月5日の稲刈り、そして10月17日の収穫祭を含め、12回の活動が無事に終了したところでございます。特に9月5日に行われました稲刈りにおきましては、「自然は待ったなしです。雨が降っているからといって中止するわけにはいきません」という地元農家の指導者の厳しい一言で始まりました。大雨の中、ずぶ濡れになっての稲刈りは、参加者にとりまして一生忘れることができない経験であったと思います。さて、ことしの現状でございますが、今年度は63家族、174名の参加がございました。お米の収穫でございますが、ウルチ米が600キログラム、モチ米が360キログラム、合わせまして960キログラムの収穫がございました。昨年度より170キログラムの増となります。また、収穫祭までの皆勤賞の親子は、63家族中、6家族でございました。平成21年度の活動といたしましては、11月に行われますわら細工と2月に次年度に向けての水田の整備の2回を残しているところでございます。今年度は行徳地区、妙典地区、塩浜地区の親子の参加が見受けられ、南部地区の子どもたちの参加も昨年度に比べますとふえてきてている状況にございます。最後になりますが、地元大野地区の農家の方々を初め、多くのボランティアのお力添えをいただきましてこの事業が進められたことを大変うれしく思っております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

本日の議題は以上ですが、他に何かございますか。

○ 指導課長

机の上に「平成21年度全国学力・学習状況調査『市川市』分析結果」をお配りさせていただきました。それについて説明をさせていただきたいと思います。まず初めに、学力の状況につきましては、小学校、中学校ともに「おおむね良好である」という結果になっております。小学校におきましては、国語A、B、算数A、B、すべてにおきまして、また、さらに各教科のすべての領域において全国平均を上回る結果を残すことができました。反対に中

学校におきましては、残念ながら国語A、B、算数A、B、とともに全国平均を少し下回る結果となりました。この現実を踏まえまして、教育委員会といたしまして、また今後対応を考えていきたいと思っております。児童の生活や意識の分析ですが、今年度の小学6年生、中学3年生は、全体的な傾向として、世の中の出来事に关心が高い、総合的な学習の時間が好きという傾向が見られました。また、携帯電話の所持率やメールの使用率が高い、地域の行事に参加する児童生徒が少ないという傾向も見られます。また、今回、生活習慣が確立されている、家族とのコミュニケーションがとれている、予習復習等、家庭学習をきちんと行うと答えた児童生徒は正答率が高いという傾向が見られます。さらに、学校に対して行った調査では、個に応じた指導、地域人材や施設の活用の2点に力を入れている学校では平均正答率が高いという傾向が見られました。逆に家庭学習用の課題を余り出していない学校では、やはり平均正答率が低いという傾向が見られます。以上のことから、市川市としましては、学校と家庭、地域との教育の共有化をさらに推し進め、それぞれの教育力を発揮し、相互に連携することで課題の解決につなげていきたいと考えております。今後、これまで過去3回の調査の結果をもう一度じっくりと検討いたしまして、市川市の児童生徒の学力向上のための具体的な方策を考えてまいりたいと思っております。資料の内容が多くなっておりますので、本日はこれをお読みいただきまして、何か内容につきましてございましたら、次回にご質問等していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 内田委員

今おっしゃった分析結果を非常に興味深く聞いていたのですけど、小学校の国語A、Bが全国よりは少しよかったですとかは、プラスマイナス5パーセント以内が○と書いてあるだけで、これだと読み取れないですよね。したがって、今のような分析結果は非常に大事だと思うのですけど、それはここからは我々が読んで読み取れるのですか。

○ 指導課長

市川市では、この分析結果につきまして、市全体の傾向を数値であらわすということをしておりません。そのために、分析の3ページに書いてございますように、全国の平均正答率を5ポイント以上上回る、あるいは全国の平均正答率の上下5ポイント未満であるということで、○印が「おおむね良好」なわけですけれども、先ほど申しましたように、上下5ポイントですので、それが全部上回っているのか、下回っているのかは、この分析の結果からは読み取れることになります。数値の扱いにつきまして、慎重にする必要があるということで、市川市としては、こういったような3つの比較で公表をさせていただいております。

○ 内田委員

そういう考え方もあるかと思うのですけれども、そうすると、このいただいた資料からは、今のようなきめ細かな分析はできないわけですね。ここが部分が全国よりちょっと低いというお話がさっきありましたけれども、そこは今後どのように強化していくか考えるとおっしゃっていましたね。政策を判断する資料としては、我々は何も持たずにブラックボックスの中で、市の方でこういう分析をして政策が明らかにされることになろうかと思うのですけど、そういうのは、我々としてはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。つまり、政策を立てるための重要な情報、データとしてこれががあるわけですけれども、この分析結果は市民に公表され、学校にも送られるということですけれども、この分析のもとのデータは、この形式で発表されるのですよね。そうすると、今後この分析をもとにしてこういう政策をとりますということが出てくると思うのですが、そのつながりが全く市民には読めない。逆に言うと、こういうものはほとんど意味がないと僕は思います。

○ 吉岡委員

確かにおっしゃるとおりだと思います。例えば家庭学習をしている子どもが高得点を占めていたとか、そういうことを先ほど指導課長がおっしゃっていたけれども、そこはどこに書いてあるのですか。そちらで持っている資料なのですか。

○ 指導課長

質問紙調査結果として35ページから傾向についてはまとめてあります。

○ 内田委員

対策をとるためにデータがあるわけですが、我々はそのデータから読み取ることができない。市民から政策形成への参加ということを、特に市川市はいろいろやられていると思うし、我々も大事であろうと思っているのですけれども、市民からの政策形成への参加という意味合いでこの調査の存在意義は、これだと余り意味がないのではないかでしょうか。確かに対策が書かれていますが、どうしてこういう対策が出てくるのかがわからない。それから、点数をはっきり出さないでさっきのような出し方をしているということですけれども、これはどのような経緯でそうなったわけですか。

○ 学校教育部長

ただいま内田委員からご指摘のあったことにつきましては、こういうような分析の状況であることの、とりわけ市民が政策形成にかかわるという観点から考えると余り意味がないのではないかというご指摘であったと思います。そのような意味からいたしますと、ご指摘のとおりであるとは思っております。このような形にせざるを得ない1つの大きな理由につきまして、先ほど指導課長から数値の公表を市川が差し控えていることの説明がございました。これにつきましては、全国的に見ても数値の公表については賛否両

論があるところではございます。市川市におきましても、数値の開示の請求がありましたので、それへの対応も含めて、基本的には数値の公表をしないという結論を出しております。文部科学省から言われている序列化なり、あるいは過度の競争ももちろん含めて、最終的には数値を明らかにすることで1人1人が一部特定されてしまうという状況もあって、学校の数値の取り扱いについては慎重にならざるを得ないという状況がございました。○、◎、△という表記につきましては、確かに上下5ポイントということの客観性はそれほど強くはないということは認識しております。このような形をとりましたのは、県が県独自の学力・学習状況調査をしておりましたときに、県のほうで数値の公表を控えて、このような形で情報提供してきておりましたから、それを市川市で例に倣って使っているということでございます。したがいまして、ここにある学力・学習状況のほかの調査につきましても、市民の方にはそのような基準を持って、おおむね市川の子どもたちがどんな状況にあるのかという傾向を把握していただくための情報提供に限られる状況でございます。もちろん最終的には政策形成、また、これを受けてどのような授業を進めることができることが学力の向上に結びつくのかというの非常に大きな課題でもございますけれども、過去3年間、これに取り組みながら、極力施策に反映ということにつきましては考えてきておりました。ただ、実際の施策の何に反映できるのかといいますと、これは多分本市だけに限らず全国的な傾向を見ましても、とりわけ新たな施策は非常に打ち出しにくい現状がございます。といいますのは、学力の向上にかかわって、ほぼ考えられるだけの施策を既に打ってきているという実情がございます。例えばよく少人数の学習指導ということが言われます。個別化を図ることで学力向上に資するだらうということが研究の結果からほぼ明らかになっておりますので、それについて国県、また本市では独自に市として補助教員を採用して、できるだけ個別化を図る方向で対応しております。ただ、これにつきましても、そのような施策は進めておりますけれども、そのことがどの程度学力の向上に寄与しているのかについては、もう少し精査な評価をしなければならないということで、本年度、教育振興基本計画に基づく実施計画を立てておりますけれども、その中で評価の指標を明らかにしたほうがいいのではないかということから、今、指標の検討を進めているところでもございます。そういうことの経過はございますけれども、確かに公表という意味では、事務局としてはご指摘のとおりだらうという認識はしておりますところでございますけれども、公表自体という部分につきましては、課題もあるものですから、なかなか踏み切れないという状況がございます。とりわけ学力ということについては、今回、国で43年ぶりにこういうことをやったわけですけれども、調査があるから学力ということではなくて、調査の有無にかかわらず、子どもたちの学力については常に課題としてとらえているのが市川であると思ってお

りますので、もちろんこのことの活用ができる限りはしてまいりたいと思いますが、必ずしもこれが、即学力向上にかなり効果を上げる調査だったのかどうかについては、行政としても、そのこともそもそも評価をしなければならない課題ではないかと思っております。十分な説明にはなっておらないとは思っておりますけれども、現状としてご説明できるのが、その範囲にとどまるものとご理解いただけたらと思っております。

○ 宇田川委員長

なかなか難しい問題で、去年もいろいろとこれで議論したのを思い出したのですけれども、最終的には数字は公表しないというところから、その中で何ができるかということで相当議論して、また今日に来たということだったと思います。委員の皆様からは何かござりますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

これをもちまして、平成21年11月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時27分閉会)

署名委員

委員長

宇田川進

委員

小田茂男

委員

田中廣志